第十次下関市いきいきシルバープラン策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

別紙２

１　業務の目的

本業務は、老人福祉法第２０条の８の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第１１７条の規定に基づく介護保険事業計画を一体化した、令和９年度から令和１１年度までを計画期間とする、「第十次下関市いきいきシルバープラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を策定することを目的とする。

２　業務概要

（１）業務名　第十次下関市いきいきシルバープラン策定業務

（２）履行期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

（３）業務内容　別紙１「仕様書」のとおり

３　提案限度額

　８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　日程

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日　程 |
| プロポーザル実施の公告日 | 令和７年　９月２４日（水） |
| 質問受付期限 | 令和７年１０月　１日（水）１７時まで |
| 質問に対する回答 | 令和７年１０月　３日（金） |
| 参加申込書の提出期限 | 令和７年１０月　６日（月）１７時まで |
| 参加資格審査結果通知 | 令和７年１０月　７日（火） |
| 企画提案書提出期限 | 令和７年１０月１４日（火）１７時まで |
| 審査期間（書類審査） | 令和７年１０月１５日（水）から  令和７年１０月２２日（水）まで |
| 選考結果通知 | 令和７年１０月２７日（月） |

５　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、公告日から契約締結の日までの間、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。

（２）「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」に登録されていること。

　（３）この公告の日から本業務の開札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。

（５）他の自治体等での同種業務又は類似業務の実績、及び本業務を遂行する十分な

能力を有していること。

６　参加申込手続

（１）提出書類

参加申込書（別紙様式１）

添付書類　　会社概要のわかるもの（パンフレット等）

他の自治体等での同種業務の実績一覧（任意様式）

（２）提出方法

郵送又は持参

（３）提出期限

令和７年１０月６日（月）１７時（必着）

（４）提出先

下関市福祉部長寿支援課

（５）参加資格審査の結果通知

ア　通知日　令和７年１０月７日（火）

　　　イ　通知方法

電子メール（参加申込書記載のEメールアドレス宛に通知）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知が届かない場合は、令和７年１０月８日（水）１７時までに事務局に電話で確認すること。

　　　ウ　その他

　　　　　参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して５日以内に、

書面（任意様式）で市に説明を求めることができるものとする。

７　質問の受付及び回答

（１）提出方法

任意様式により、長寿支援課（fkchojus@city.shimonoseki. yamaguchi.jp）へ電子メールにて提出（必ず件名を明記し、着信確認の連絡を行うこ　と。）

　（２）提出期限

　　　　令和７年１０月１日（水）１７時（必着）

（３）回答日

　令和７年１０月３日（金）

（４）回答方法

　参加申込者全員に電子メールにて回答

８　企画提案書等の作成及び提出

（１）提出書類

ア　企画提案書（任意様式）

・正本１部、副本１２部（副本はコピー可）

イ　見積書（任意様式）

・正本１部、副本１２部（副本はコピー可）

・積算根拠となる、業務内容ごとの単価等を記載すること。

・消費税及び地方消費税の額を含めた総額を記載すること。

（２）提出期限

令和７年１０月１４日（火）１７時（必着）

（３）提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によ

ることとし、郵便事故等について市はその責めを負わないものとする。また、期

限までに提案書の提出がない場合は辞退したものとみなす。

（４）提出先

下関市福祉部長寿支援課施設係

（５）作成に際しての留意点

　　　・様式は、原則としてＡ４版両面とする。ただし、図表等については必要に応じてＡ３版片面も可とする。Ａ３版は折りたたんで綴じること。

・企画提案書及び見積書の正本については事業者名を記載し、副本については提案者が特定できないよう、事業者名や会社ロゴなど該当箇所をすべてマスキングしたうえで提出すること。

・市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

９　審査・選定方法

（１）審査方式

審査は、企画提案書の内容に基づき書面により行う。

（２）評価項目及び評価内容等

下表のとおり。

◇評価項目及び評価内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価内容 |
| 企画提案 | １．提案内容 | (1) 本業務の理解度  (2) 国・県の動向等の理解度、情報収集能力  (3) 本市の現状についての理解度  (4) 調査・分析手法の独自性  (5) 作業スケジュール  (6) 策定会議の支援体制  (7) 提案内容の独自性 |
| ２．実施体制 | (1) 適切な人員配置、主担当者の経験年数等 |
| ３．経費 | (1) 見積価格の妥当性 |
| 業務実績 | | (1) 同種・類似業務の実績 |

◇配点基準（企画提案・業務実績）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価基準 | | 評価点 |
| 企画提案 | 業務実績 |  |
| 優れている | 実績が十分 | ５点 |
| やや優れている | やや十分 | ４点 |
| 普通 | 普通 | ３点 |
| やや劣る | やや不十分 | ２点 |
| 劣る | 不十分 | １点 |
| 不可又は記載なし |  | ０点 |

（３）選定方法等

ア　各審査委員が提出書類に記載された内容を、別に定める審査票を用いて上表の評価項目ごとに審査する。なお、参加事業者が１者の場合であっても審査を行う。

イ　失格者を除き、参加事業者ごとの最高評価点及び最低評価点を除いた点数の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ　イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には評価項目の「提案内容」の評価点が高い者を候補者として選定する。なお、提案内容の評価点合計も同点となる場合は、審査委員で協議のうえ順位を決定する。

エ　上記にかかわらず、総合点が評価点全体の６割未満の場合には候補者として選定しない。

１０　選定結果について

選定結果は、候補者選定後にすべての提案者に対して「選定結果通知書」により

通知する。なお、審査結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

　また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市ホームページ

（事業者の方へ＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋＞プロポーザル情

報）に公表する。

（１）所管課及び業務名

（２）企画提案者数

（３）候補者の名称及び総合点

１１　契約締結に向けての協議

（１）提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等

について交渉を行ったうえで、あらためて見積書の提出を求め契約を締結する。

（２）業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。

（３）業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平

成１７年条例第４５９号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うこと。

１２　情報公開

市は、提出された企画提案書等について、下関市情報公開条例（平成１７年条例

第１６号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非

開示となる場合がある。

　また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に

影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

１３　その他

（１）提出書類の取扱い

　ア　提出された書類は返却しない。

　イ　提出後の訂正及び差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

　ウ　提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使

用しない。

　　　エ　提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

（２）本プロポーザルに係る費用については、すべて参加申込者の負担とする。やむ

　　を得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要

　　した費用を本市に請求することはできない。

（３）参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退

する場合も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（４）次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

　ア　参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

　イ　提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

　ウ　実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の

条件に適合しない書類の提出があった場合

　　　エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

　　　オ　見積書の金額が、本市の提示する見積限度額を超過した場合

（５）企画提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当

該業務の契約相手方となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認

める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用

（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（６）参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、

異議を申し立てることはできない。

１４　提出・問い合わせ先

下関市福祉部長寿支援課

〒750-8521　下関市南部町１番１号（本庁舎西棟２階）

電話：083-231-1168　　FAX：083-231-1948

Eメール：[fkchojus@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:fkchojus@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

１５　施行期間

本要領は、令和７年９月２４日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効　力を失う。